

(明渡期限延長基準)

1. 入居者又は同居親族が傷病にかかっている場合

傷病者	認定収入から治療費を控除したものが	
	明渡基準を下回るとき	明渡基準を下回らないとき
入居者又は配偶者	傷病治癒後 6月延長	傷病治癒後 3月延長
収入のある同居家族	同上 3月延長	同上 1月延長
扶養家族	同上 1月延長	同上 1月延長
摘要	傷病の程度は、いずれの場合も1月以上の入院治療を要する程度とする。	

2. 近い将来、定年退職する等の事由により収入が著しく減少することが予想される場合

対象者	期 間
入居者、配偶者及び同居親族	2年以内に定年退職するとき、2年を限度に延長
摘要	延長期限満了のときは、あらためて収入調査のうえ決定する

3. 災害により著しい損害を受けた場合

災害により入居者又は同居親族の財産に受けた損失額の合計が、月収の3倍を超える場合は、その実情により1年を超えない範囲で延長する。

4. その他前各号に準ずる特別の事情がある場合